

## 令和元年度事業計画

自 平成31年4月 1日

至 令和 2年3月31日

### 1 基本方針

公益社団法人東村山法人会は、法人会の理念に則り税のオピニオンリーダーとしての責務の完遂に努め、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与する。また、各種研修活動や社会貢献活動等を通じ、地域企業の発展と地域の振興に貢献する。更に、各市の市民産業祭等を活用して会活動の広報と会員相互の交流及び会員増強を図り、会の活性化に努める。

### 2 理事会等

#### (1) 理事会

ア 法人会の業務執行の決定及び理事の職務執行の監督等のため、理事会を適宜に開催する。

#### イ 開催期日

区分	第1回	第2回	第3回	第4回
時期	H31. 4. 23 (火)	R1. 9. 12 (木)	R1. 12. 5 (木)	R2. 3. 5 (木)
内容等	H30 年度事業・決算報告 第7回総会実施計画及び招集について等	R2 賀詞交歓会・新春講演会・新入会員紹介行事等実施計画等	第8回総会開催期日 本部研修会講師等	R2 年度事業計画 R3 年度会員増強目標 第8回通常総会招集について等
会場	法人会館			

※ 約1か月前に案内を実施する。諸事情により開催日の変更等が必要な場合は、理事会等において審議する。また、上記以外に理事会開催が必要な場合は、会長の招集により臨時理事会を開催する場合がある。

#### (2) 常任理事会

令和2年度事業及び予算(案)等を審議し、理事会における審議態勢を確立するため、第4回理事会前に開催する。

#### (3) 監事監査

理事の職務執行状況の監査、法人の業務及び財産の状況を調査するため、年間2回(前期・後期)監査を実施するとともに、必要な処置を行う。